

2022年8月25日
日本製鉄株式会社

東日本製鉄所君津地区の排水事案に関する
「水質汚濁防止法第22条第1項の規定による報告の徴収について」及び
「環境の保全に関する協定に基づく改善指示について」の受領について

当社は、2022年6月24日以降、東日本製鉄所君津地区における着色水の構外流出事案、#7排水口での排水基準超過事案、水質測定データにおける不適切な取り扱い（以下、3件をあわせて「本事案」）を公表しております。本事案により、地域の皆さま、行政、その他関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしていることに対し、改めてお詫び申し上げます。

当社は、本日、千葉県より「水質汚濁防止法第22条第1項の規定による報告の徴収について」（以下、「報告徴収」）を、千葉県、木更津市、君津市及び富津市より「環境の保全に関する協定に基づく改善指示について」（以下、「改善指示」）を受領いたしました。

本事案について、報告徴収は詳細な調査・原因究明と再発防止策の報告を、改善指示は再発防止のための方針と抜本的な対策の報告を求める内容となっております。

当社は、今回の行政からのご指示を真摯に受け止め、地域の皆さま、行政、その他関係者の皆さまから信頼いただけるよう、徹底した原因の究明と再発防止に全力で取り組んでまいります。

以 上

（本件に関する問い合わせ先）

本社総務部広報センター TEL：03-6867-2135、2146、3419
君津地区総務部 TEL：0439-50-2013